

兵庫区兵庫運河活性化プロジェクト事業助成要綱

平成17年4月1日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫運河活性化の事業のために編成された地域団体等（以下、「実行委員会等」という。）が行う事業に対して、それに要する経費を、兵庫区長が助成するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象となる事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 兵庫運河の資源を生かした事業
- (2) 兵庫運河への来訪者の増加につながる事業
- (3) 兵庫運河の広報につながる事業
- (4) 兵庫運河の環境の向上につながる事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、兵庫区長が必要であると認める事業

2 前項にかかわらず次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 相互理解と信頼が得ることができない事業
- (2) 営利を主たる目的とした事業
- (3) その他助成にふさわしくないと兵庫区長が認めた事業

(助成の対象範囲)

第3条 兵庫区長は、前条による助成の対象となる事業に対し、事業の実施に伴う経費を上限として予算の範囲内で助成することができる。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかわるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 事業スタッフ人件費
- (4) 施設整備（仮設物並びに安全及び管理のために必要なものを除く。）に関する費用
- (5) 複数回の開催又は継続性が見込めない事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当であると認めるもの

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする実行委員会等は、兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金交付（変更）申請書（様式第1号。以下「助成金交付（変更）申請書」という）に次の各号に掲げる書類を添え、兵庫区長に書面をもって申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請団体概要書
- (3) 役員名簿
- (4) 事業経費の収支予算書

(5) その他兵庫区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則としてそれぞれの事業を実施する前に行わなければならない。但し、兵庫区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(交付の決定)

第5条 兵庫区長は、前条の申請があった場合には、当該申請書の内容について審査を行い、助成金の交付を決定し、申請者に兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金交付（変更）決定通知書（様式第2号。以下「助成金交付（変更）決定通知書」という）により通知する。

2 前項の場合において、兵庫区長は、必要な条件を付することができる。

(助成金の概算払)

第6条 兵庫区長は、第5条による助成金の交付決定をした後において、実行委員会等から兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金概算交付要望（請求）書（様式第3号。）の提出を受けた場合、助成金決定額の範囲で必要と認める額を概算払いすることができる。

(計画変更等の承認)

第7条 実行委員会等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに助成金交付（変更）申請書を兵庫区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第4条第1項第1号または第4号を変更しようとする時。ただし、軽微な変更を除く。

(2) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとするとき。

2 兵庫区長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

3 前項により変更し、または条件を付する場合について、助成金交付（変更）決定通知書により通知する。

(事業の状況報告)

第8条 兵庫区長は、必要があると認めるときは、実行委員会等に対して、事業の関係書類の提出を要求し、または、必要な調査を行うことができる。

2 兵庫区長は、前項による調査により不適切な事項を認めた場合は必要な是正措置を求めることができる。

(助成事業の実績報告)

第9条 実行委員会等は、助成金の交付決定に係る事業が終了したときは、速やかに兵庫運河活性化プロジェクト事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という）を兵庫区長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 前条の規定により提出された実績報告書を受け、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金交付確定通知書（様式第5号。以下「助成金交付確定通知書」という）により通知する。

2 前項の確定により、第6条による概算払いを行っていた場合は精算する。

(助成金の請求)

第 11 条 前条の助成金交付確定通知を受けた実行委員会等は、兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金請求書（様式第 6 号）により、助成金請求を行わなければならない。但し、概算交付を受けている場合はこの限りではない。

(助成の取消し)

第 12 条 区長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用目的と異なった目的に助成金を使用したとき。
- (3) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長の指示等に違反したとき。

(助成金の返還)

第 13 条 区長は、前条により助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を兵庫運河活性化プロジェクト事業助成金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消された者は、速やかに交付を受けた金員に相当する額を返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。